

日本共産党議員団を代表して、議案第1号、第3号、第7号、第8号、第22号、第23号、第24号、第25号、第26号、第27号、第28号、第31号、第35号及び第37号に対し、一括して反対討論を行います。

2015年度政府予算案は、3月13日衆議院で自民党、公明党などの賛成多数で可決され、現在参議院で審議されています。日本共産党は衆議院において、本会議に先立つ予算委員会で13項目にわたっての予算の組み替え動議を提出しました。その内容は、自然増削減と称して、社会保障費を大幅に削減することを中止すること。法人税実効税率を2年間で3.29%引き下げ、1.6兆円もの減税を実施するなど、大企業優遇の減税措置は、巨額の内部留保をさらに増すだけであり中止すること。最低賃金の引き上げ、異常な長時間過密労働を是正し、雇用を守ること。教育への政治支配、介入の強化を中止し、教育予算を大幅に拡充すること。東日本大震災から4年がたっても、なお23万人にも及ぶ被災者が避難生活を強いられています。住宅となりわい、地域社会の復興を最優先に国の支援を抜本的に強化すること。沖縄辺野古への新基地建設を撤回し、普天間基地の即時閉鎖、無条件返還を求めること。政党助成制度を廃止し、政治腐敗の根源である企業、団体献金を全面禁止することなどです。

今日、国民の5割から6割が反対する原発再稼働や消費税10%への再増税、集団的自衛権行使容認など、政府のこうした動きに対して、3月22日には東京で安倍政権No.10322大行動が1万4,000人の参加で開催されたところです。こうした中で、摂津市としても、住民の福祉の増進が仕事である基礎自治体としての役割を果たされるとともに、市民の暮らしを守る立場に立った意見を国や大阪府に対してこれまで以上に強く発信する姿勢をとられるよう、強く求めるものです。

では、以下5点にわたって申し上げます。

それではまず、地方自治体としての役割について3点述べます。

一つは、国の地方創生の動きについてです。

グローバル企業が活動しやすい制度空間としての道州制導入、その準備段階として位置づけられ、今日の地方の衰退を加速させてきた反省と原因分析もないまま進められようとしています。今全国では、こうした流れに対抗して、住民自治をもとにした福祉の向上を図り、人口を維持し、ふやす地域づくりをと、小さくても輝く自治体フォーラムの活動が広がっています。こうした動きも参考に、自治体としての役割、立ち位置を押さえた方向を目指すべきではないでしょうか。

二つ目に、アベノミクスで一層の格差が拡大することでより深刻になっている市民の暮らしを守る立場で頑張るべきだという問題です。

いわゆるアベノミクスによって大企業や一部の富裕層は大きな恩恵を受けています。一方で、働く人の実質賃金は19か月連続マイナス、家計消費支出はこの20年間で最大の落ち込みです。摂津市の納税者1人当たりの平均所得は、この16年間で74万円減少しています。こうした市民生活がしんどくなってきていることをもっと真剣に受けとめるべきです。摂津市は前年度に続き国保料の2年連続値上げなど、総額で2億9,

000万円の市民負担増をかぶせようとしていますが、過去5年間、公共料金を据え置きして頑張ったときのような姿勢に立ち戻るべきではないでしょうか。

また、第5次行革については、その中心点が公共料金の値上げ、公的責任の後退につながる民間委託、民営化、市単独扶助費、補助費の見直し、人件費の削減です。これでは働く職員にとっても夢のない話ではないでしょうか。改めて抜本的な見直しを求めます。

三つ目に、マイナンバー制度導入についてです。

ことし10月から本格実施するための準備を進めていますが、赤ちゃんからお年寄りまで住民登録している全員に生涯変わらない番号を振り、国が管理するものです。多くの国民が制度を知らない上、膨大な個人情報、国家の情報のコントロールは基本的人権の重要な一つでもあり、民主主義の根幹です。国民の権利を危険に陥れる制度は、実施を強行するのではなく、中止を決断すべきだということを申し上げておきます。

次に、市民参加のまちづくりについてです。

総合計画では、市民主体のまちづくりを目指していますが、市政に対して市民の意見を聞くという点で、不足している問題について5点述べます。

一つは、旧三宅・味舌小学校跡地についてです。

この間、多くの市民要求が届けられていますが、地域のコミュニティの拠点としても、災害時の避難所としてもなくてはならない場所だという声です。これまで市民が行政に協力して提供してきた土地財産を活用することなく売却するなど、到底理解が得られるものではありません。暫定的な利用で先が見えない現状ですが、減らすことなく、市民の役に立ててほしいという要望に応えるべきです。

二つ目に、別府のコミュニティセンターについても、ワークショップで市民の意見を取り入れると言いつつも、出された意見の市営住宅跡地を売却せず、丸ごと地元で役立ててほしいという声には全く応えていません。

三つ目に、総合計画では、市民が市の情報提供に満足することを挙げていますが、パブリックコメントは年明けから8件行われて、うち何も意見が寄せられなかったものが4件です。これらの行政計画は当事者や市民からも参加を求め、何度も会議を重ね作成したのですが、当事者だけでなく、市民全体への最終確認がパブリックコメントのほうです。市民に対して政策が十分に説明されていないのではないか。政策への市民参加、情報公開に改善を求めます。

四つ目に、市立集会所についてですが、これも総合計画ではコミュニティ施設が市民活動の拠点として積極的に活用されていることを目指しています。集会所は住民自治の柱とも市長は言われています。老朽化や使用頻度の低さで廃止するのではなく、住民自治の代表的施設として活用促進し、高齢者も使いやすいよう、改修、改善に努力すべきです。

五つ目に、選挙投票所の問題です。

このたび市内3か所の投票所の統廃合が行われますが、そのかわりが臨時の期日前投票所では不十分です。投票所は身近で足を運びやすいものに改善すべきですし、統廃合

によって公営掲示板を減らすことは市民の参政権の保障とは到底言えません。この間の一連の統廃合を進める流れに対し、反対するものです。

次に、安全・安心のまちづくりについて3点述べます。

一つは、災害に対する備えについてです。

東日本大震災から4年、阪神・淡路大震災から20年がたちました。この間の教訓に照らしても、大震災やこの間相次いだ豪雨被害などへの備えを最優先して取り組むべきです。大地震や異常気象に備える防災・減災対策を促進し、災害に強いまちづくりを進めること、災害時に住民の命を守る地域の医療、福祉のネットワークを強化し、消防、自治体の人員確保を含め、避難所の確保など、財政強化を図られることを求めています。

仮に今大地震が起こったらと考えると、市の職員体制を減らしてきたことや、住宅耐震化のおくれなどがどうしても気がかりです。安全・安心のまちづくりのさらなる前進を強く求めます。

二つ目に、交通施策についてです。

交通事故の多い幹線道路の安全対策についても、危険箇所の改善、とりわけ大阪府道の問題など、関係機関に働きかけて対策を進めていくよう求めます。

阪急連続立体交差事業については、以前から述べているように、膨大な資金が必要な大規模事業ですが、現時点では十分に市民の理解や納得が得られているのか疑問に感じます。交通分断の解消で安全性や利便性を向上させることはもちろん大事なことです、事業費を捻出するための市民負担増とならないように強く求めます。

三つ目に、吹田操車場跡地における新たなまちづくりについてです。

市民の健康増進に寄与するようなソフト面での動きは評価しますが、一方でまだ全体像が明らかにされていない国家戦略特区にかかわって、引き続き注視が必要です。特区による規制緩和を広げることを地域振興の柱にという動きもありますが、これは破綻済みの大企業呼び込み策にほかなりません。労働特区など、働く人間の使い捨てを容認することで、大企業を呼び込もうという規制緩和は、不安定雇用と低賃金を広げ、地域経済の地盤沈下を加速させます。

また、医療特区で混合診療の解禁や富裕層目当ての医療の本格化が進めば、医療を大企業の新たなもうけ口とするために、市民の命と健康を犠牲にしていくことにつながりかねません。国の動きに右へ倣えではなく、毅然とした対応を求めます。

また、吹田操車場跡地における埋蔵文化財の取り扱いについても、詳しい調査が行われず、試掘のみで開発が進められてることを残念に思います。この土地における歴史文化の研究については、継続して行われるよう、そして形あるものを残していくことも引き続き求めています。

次に、暮らしと営業を守るまちづくりについて5点述べます。

一つは、市内中小企業、小規模事業者への支援と大企業へ社会的役割を求めることについてです。

資本金10億円を超す大企業が経常利益の史上最高を更新する一方、中小企業、特に小規模事業者の経営はますます厳しくなっています。ところが、摂津市の商工振興費は預託金である1億円を除く1億6,000万円のうち、9,000万円を大企業への立地奨励金に充て、中小企業、とりわけ小規模事業者への支援策は非常に少額です。今支援を必要としているのは小規模事業者であり、ここにこそしっかりと予算措置をとるべきです。立地奨励金制度によって164人の従業員がふえたと言いますが、そのうち摂津市民はわずか18人、従業員の雇用も下請発注の点でも、もっと地元に貢献するよう、市内大企業に強く求めるべきです。

二つ目は、国民健康保険料の値上げと都道府県化の問題です。

国民健康保険料の連続値上げにより、所得200万円、40歳以上夫婦と子ども2人世帯で年間38万円、所得の約5分の1が保険料となります。これはもう払えない額です。大阪府の共同安定化事業の独自の計算方法により、摂津市は1億5,000万円の持ち出しとなりますが、全国並みの計算では、1,000万円ほどで済むわけです。大阪府の計算方法を改めさせれば、今回の約1億円の保険料値上げは必要ありません。それができないなら、赤字部分は摂津市一般会計から補填すべきです。大阪府の押しつける負担を市民の保険料値上げに転嫁するのは許せません。保険料値上げに断固反対します。都道府県化は複雑な仕組みで、市町村が翻弄され、負担が大きくなるばかりです。都道府県化に反対し、国に対して国民皆保険制度を下支えする国民健康保険にしっかり責任を持つよう求めるべきです。

三つ目に、介護保険についてです。

議案第37号で第6期の保険料値上げが条例でも出されていますが、断固として反対するものです。年金から天引きされる介護保険料値上げは、高齢者の生活を直接脅かします。国は今回、介護保険法の改定で公費投入による低所得者の保険料軽減を法制化しました。摂津市でも、一般会計繰り入れを行い、介護保険料値上げをやめるべきです。介護保険制度は創設以来となる四大改悪が行われます。利用料の2倍化、施設利用費、食費の軽減を削減、特養入所も要介護3以上、要支援のデイサービス、ホームヘルプサービスの介護給付外しです。国に対して反対の声を上げることが必要です。

また、この改悪は市町村の権限を広げるものにもなっています。新たに始める総合事業が介護を必要とする人から専門的なサービスを取り上げることにならないようにするなど、市の姿勢が問われます。

関連して、議案第25号、第26号は省令の条例化ですが、市として新たに定めるのなら、国基準をそのまま引き落とすのではなく、少なくとも現在の市の水準を下げない内容にすべきです。

四つ目は、市税や保険料を払いたくても払えず、滞納になった人に対しての差し押さえの問題です。

滞納額を1年ないし2年で解消することを、全ての納税者に課し、できなければ機械的に差し押さえするという方式はやめるべきです。また、差し押さえ予告が生活保護世帯にまで送られていることがわかりました。生活保護費は法によって差し押さえが禁止さ

れています。違法な差し押さえが行われることがないように、差し押さえ予告を送る際にも、事前に慎重な審査をすべきです。滞納者の個々の実情に即しつつ、生活の維持、事業の継続に与える影響も考慮して、慎重に行うという国会答弁に沿ったあり方に改めるべきです。

五つ目は、生活保護と生活困窮者自立支援事業についてです。

2015年度は生活扶助費の3年連続切り下げの最終年です。それに加え住宅扶助と冬季加算も削減が実施されます。生活保護は憲法25条が規定した、健康で文化的な最低限の生活の保障であり、切り下げは生存権を否定するものだと訴訟も起きています。摂津市においても、保護世帯の生活実態にしっかりと寄り添い、国に対して扶助費削減をやめるよう求めるべきです。

生活困窮者自立支援法は第2のセーフティネットと言われますが、保護の必要な人を排除する手段、保護からの追い出しの手段とならないよう求めます。

次に、市長が重点テーマと掲げた「こども」にかかわる問題について3点述べます。

一つ目に、子ども医療費助成を中学校卒業まで拡大することについて、第5次行革の遂行状況を条件に先送りしたことは大変残念です。子ども・子育て支援事業計画に対するパブリックコメントにも要望が上がっているこの制度の拡充は、府内各自治体も子育て支援策の大きな柱として重視しています。2015年度に中学校卒業まで対象にする自治体は19自治体、所得制限なしは35自治体に上ります。対象年齢の全国最低レベルの3歳未満児から就学前に引き上げることと引きかえに、所得制限引き下げ方針を示した大阪府に対して、制度の拡充、そして国に制度創設を求めること、市として所得制限なしで対象を中学校卒業まで早期に実現することを求めます。

二つ目に、学力向上に向けての取り組みについてです。

中1、中2に対する大阪府のチャレンジテストに加えて、市独自で小2から小6まで業者テストを実施するとのこと。小2から中3まで子どもたちをテスト漬けにするような取り組みで真の学力向上につながるのでしょうか。恒常的な教職員不足、教職員の多忙化という根本的な問題への解決、国・大阪府に対して教職員の増員、待遇改善を求めるとともに、市費を充てても少人数学級拡大を検討すべきです。

三つ目に、ことし6月から中学校で始まるデリバリー方式選択制給食についてです。

安全を大前提に、喫食率を高めるため、予約システムやメニューの工夫、保護者への説明会や試食会を実施するなど、この間の努力については一定評価します。しかし、アレルギー対応、保護者の負担軽減、衛生管理、給食の量、温かさなど、課題が山積みです。生徒、保護者、学校へのアンケート実施はもちろんのこと、事業者へのチェック、事業検証と評価、また栄養教諭の体制強化と学校現場への人的援助を強く求めるとともに、自校調理全員給食を目指した検討を行うことを要望します。

次に、議案第24号についてです。

本条例は、子ども・子育て支援制度における幼稚園、認定こども園、保育所の利用者負担額、保育料を設定するものです。今回の保育料は従来の負担額をできる限り上回らないように設定されているとのことで、この点は評価するものです。しかし、15歳未満の子どもが3人以上いる家庭などで保育料が上がる可能性があります。廃止された年少扶養控除を加味して、保育料の負担増を抑えてきた措置を、今回から行わないようにしたためです。市独自で利用者負担額を設定できるのですから、全ての子育て世代が保育料負担額のふえないよう、きめ細やかな措置を講ずるべきです。

議案第22号、第23号、第27号は、教育委員会制度の改悪に伴うもので、賛成できませんが、教育委員会の自主性、独立性など根本的原則は維持されました。新たに創設される新教育長、大綱の策定、総合教育会議の開催という三つの仕組みが、教育委員会の独立性・自主性を損なわないよう、奪わないよう、教育委員会の活性化が必要です。子どもの利益最優先にした地方分権、民意の反映、一般行政からの独立という基本原則を守り、生かしていく改善努力を求めています。

議案第28号及び議案第35号についてです。

この二つの条例案は、市立正雀保育所を廃止し、民営化の事業者選定の委員会を立ち上げるというもので、認めるわけにはいきません。

子ども・子育て支援事業計画に対するパブリックコメントでは、財政的なことを理由に保育所を民営化するべきではないという意見が幾つか出されました。子ども・子育て会議の民営化拡大の留意事項では、誠意ある説明、保護者の意見、希望に耳を傾け、理解を得られるよう努力することとあります。しかし、この二つの条例によってまだ1年運営されているのに、民営化ありきで進められることとなります。待機児童解消、就学前教育、子育て支援、新制度移行など多くの課題を抱え、保育の公的責任はますます重要です。民営化の見直しを求めます。

議案第31号については、昨年、能力評価と業績評価を中心とする人事評価制度を課長級以上の職員に導入する条例改正時点で強調しましたが、こうした人事評価制度は住民に寄り添い問題を解決していく、本来の地方自治体のあり方をゆがめるものです。今回、課長級以上に業績評価を期末勤勉手当に反映させる内容が含まれており、この点に反対するものです。

最後になりますが、昨年からのJ R 東海新幹線基地井戸掘削問題でとってきた本市の対応は、市民の暮らしと環境を守ることを第一に、相手が巨大企業であったとしても、毅然と物を言う姿勢を貫いてきたことについて強く高い評価をするものです。改めて自治体のあるべき姿として、市政運営の随所に生かされるように望みます。

また、ことは戦争が終結して70年の節目の年に当たり、改めて70年前に起きたこと、沖縄戦や大空襲、広島、長崎の原爆、日本が起こした海外への侵略、これらの歴史に学び、再び日本を戦争する国にしない、多くの国民、摂津の市民の皆さんはそ

う願っています。ところが、アフガン、イラクのようなアメリカの戦争で自衛隊が戦闘地域まで行く、攻撃されたら武器を使う、米軍と自衛隊が肩を並べて戦争する、この集団的自衛権の具体化を図る法案を国会でゴリ押ししようとする動きが後半国会での焦点となってきます。本市の平和都市宣言の精神にのっとり、この危険な動きに歯どめをかけていく、そんな役割を市長、市職員も一丸に取り組んでいただきますように、このことを最後に強く要望し、日本共産党議員団としての討論とします。